海上保安庁

（小樽海上保安部長）海上保安官　野見山慎吾
石狩湾港長を命ずる（十月一日）

最高裁判所

福岡高等裁判所判事　川口　宰護
福岡地方裁判所判事に補する
福岡地方裁判所長を命ずる
松江地方裁判所判事兼松江家庭裁判所判事　古田　浩
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
広島高等裁判所判事　山嵜　和信
松江地方裁判所判事に補する
松江地方裁判所長を命ずる
兼ねて松江家庭裁判所判事に補する
松江家庭裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　山嵜　和信
松江簡易裁判所判事に補する
松江簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
広島高等裁判所判事　片野　悟好
広島高等裁判所岡山支部長を命ずる
東京高等裁判所判事　傳田　喜久
広島高等裁判所判事に補する
広島高等裁判所岡山支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する（以上九月二十六日）

○定年退官

判事山口幸雄は九月二十五日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十四年十月三日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十七条第一項第二号に掲げる事項の変更
法第27条第１項第２号の規定に係る事項の変更
日本貸金業協会支部所在地の変更

支部名	変更前	変更後	変更日（曜日）
新潟県支部	新潟県新潟市中央区本町通六番町1141番地１	新潟県新潟市中央区東大通一丁目３番１号	平成24年９月18日（火）
熊本県支部	熊本県熊本市上通町７番32号	熊本県熊本市中央区上通町７番32号	平成24年９月18日（火）

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十四年十月三日

外務大臣　玄葉光一郎

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十四年十一月六日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

一、氏　名　白石　昭司
　生年月日　昭和二十四年十月二十三日生
　旅券申請上の住所　東京都足立区
二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＫ　三〇〇一一六一
　発行年月日　平成二十二年九月二十九日
　旅券名義人　白石　昭司
三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十四年八月二十四日、東京簡易裁判所から、詐欺未遂事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十四年九月二十日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第十三条第一項第二号に該当するに至ったものである。

よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第一号に該当する。

法務

刑事補償法による補償決定の公示

渡邉俊夫に対する窃盗被告事件につき、平成二四年二月一三日言渡しの無罪判決が確定したので、平成二四年六月一六日次のとおり抑留拘禁による補償決定をした。

渡邉俊夫（東京都八王子市大和田町、昭和三五年一〇月一七日生）一〇五日分一六四万円

東京地方裁判所立川支部

公告

諸事項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成24年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成24年10月３日

農林水産大臣　郡司　彰

記

国営空知中央土地改良事業（農業用用排水）
国営生田原土地改良事業（農業用用排水）
国営幌進土地改良事業（農業用用排水）
国営はまなか土地改良事業（農業用用排水）
国営岐阜土地改良事業（農業用用排水―明渠排水）
国営祥栄土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）
国営富丘土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）
国営伊是名土地改良事業（農業用用排水）

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２４年（家）第４２２３２号

埼玉県越谷市越ケ谷１丁目１番12号　エガワプラザ６階　埼玉東部法律事務所
申立人　佐々木新一
本籍埼玉県北葛飾郡旭村大字上内川1663番地、最後の住所横浜市南太田町字富士見町耕地911番地、死亡の場所最後の住所に同じ、死亡年月日大正12年４月20日、出生の場所不明、出生年月日明治26年10月25日、職業不詳
被相続人　亡　岡田　保教
催告期間満了日　平成25年４月16日

横浜家庭裁判所

平成２４年（家）第７１４６０号

東京都千代田区丸の内２丁目６番１号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
申立人　佐々木　奏
本籍東京都台東区上野４丁目18番地、最後の住所東京都豊島区千早１丁目32番４号、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日平成22年１月１日、出生の場所東京市浅草区、出生年月日昭和９年７月23日、職業無職
被相続人　亡　高橋ルリミ
催告期間満了日　平成25年４月30日

東京家庭裁判所